

防災を考える。

～ vol. 6 ～

東日本大震災から3年を経過した今、あらためて防災について考えてみましょう。

◎「火災」から身を守る

日頃から生活習慣を見直し、火災を起こさないよう防火意識を高めましょう。

次の10項目を覚えましょう。正しい習慣が火災から身を守ってくれます。

【火災防止の10項目】

①ストーブの周辺はすつきりと

特にカーテン、洗濯物には要注意。

石油ストーブの給油、移動は必ず火を消してから。

②揚げ物のときはその場を離れない

電話や来客の応対は、必ず火を消してから。

そばに燃えやすいものを置かない心掛けも。

③寝たばこ、ポイ捨て厳禁
寝たばこは、しない、さ

せない習慣を。

火のついたたばこの放置やポイ捨ても厳禁。

④放火をさせない環境づくり
家の周りに燃えやすいものを置かない。

物置、車庫などの鍵はしっかりと掛ける。

⑤たき火をする時は、必ず消火の準備を

消火用の水を用意して、

子供には大人が必ず付き添う。

風のある日のたき火は中止。

⑥子供にはマッチやライターで遊ばせない

日頃のしつけをしっかりと。

子供の手の届く所にマッチやライターを置かず、必ず片付ける。

⑦コンセントにこまめな気

遣い

たこ足配線、コンセント周りのほこりに注意。

使わない時はこまめに抜く。

⑧就寝前の火の用心

ガスの元栓、こたつのコンセントなど指さし点検で火の元確認。

⑨防災品を使用

繊維など燃えやすいものを改良して、燃えにくいものにした防災品を推奨しています。

⑩消火の備えを万全に

消火器を設置して、防火訓練には積極的に参加しましょう。

◎消防法の改正

●すべての住宅に、火災警報器などの設置が義務付けられています！

総務省消防庁では、近年の住宅火災による死者数を

より減少させるため、消防法の一部を改正、一般の戸建て住宅などに住宅用火災警報器などの設置を義務付けました。

新築の住宅は平成18年6月1日から施行され、既存の住宅も平成23年6月1日から設置が義務付けられました。

●小野町の住宅用火災警報器の設置率

平成25年度に消防団が町内の住宅用火災警報器の設置率を調査しました。

◆調査世帯数

2,781世帯

◆設置済世帯

1,976世帯

◆設置率

71・05% (全国設置率

79・6%、福島県内設置率

73・1%)